

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う令和4年度大学院入学選考に係る 検定料の返還について

一橋大学では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、日本へ入国できなかったため、大学院入学試験を欠席した受験者を対象に、下記のとおり入学検定料返還の特別措置を講じます。

記

1 返還の対象となる入学者選抜試験

検定料の返還対象となる試験は、令和4（2022）年度(令和3（2021）年度に実施)の大学院入学試験です。

2 返還の対象

法令等に基づく命令，要請等により日本国へ上陸及び移動が制限され，出願した大学院入学試験を受験できなかった者

3 返還の手続き

検定料の返還を受けようとする者は、試験当日の試験開始時刻までに必ず，出願先の研究科事務室に連絡してください。その上で，研究科が指定した所定の日までに以下の①～③の書類を提出してください。

①「検定料返還申請書」

②新型ウイルスコロナウイルス感染症の拡大に伴い，法令等に基づく命令，要請等により日本国への上陸及び移動が制限されていたことを証する書類（政府機関等からの通知文書，当該機関ウェブサイトのコピー

③「検定料返還請求書」（国内口座または外国送金のいずれか）

4 返還の取消

記載内容が事実と異なる場合には，検定料の返還が取り消されます。

5 本件に関する問合せ先・書類提出先

出願先の研究科事務室